参議院憲法審査会長 柳本 卓治 殿

国民投票のルール改善を考え求める会

要望書

私たち「国民投票のルール改善を考え求める会」は2016年10月、ジャーナリスト、 放送・広告業界関係者、研究者を中心メンバーとして発足いたしました。国民投票法(日本国憲法の改正手続に関する法律)がことし5月18日、「制定・公布10年」の節目を 迎えたことを契機に、具体的な憲法改正論議とは一線を画しつつ、ゼロベースから再度、 あるべき公正、中立なルールを追求していくことが当会の基本姿勢です。

当会はこれまで計4回、総じて10時間を超える議論を重ねてまいりました。そして本日、これまでの議論を踏まえ、下記の要望を取りまとめるに至りました。

貴職におかれましては、公務ご多忙の折とは存じますが、ご高覧の上、お取り計らい 下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

(国民投票運動費用規制に関する法改正)

一. 国民投票運動(国民投票法第100条の2)のための費用に関して、同法を改正し、 一定額以上の支出を行う者の登録、登録をした運動者である旨を表示する義務、収入お よび支出の報告等に関する規定を設けること。

(放送事業者等による自主的な検討の進捗確認)

二. 国会が発議した憲法改正案に関する広告放送の条件、新聞広告の掲載条件は、事業者 (および広告主との関係)において自主的に定められるものであるところ、憲法改正案 に対する賛否で当該条件に不平等が生じることがないよう、各議院の憲法審査会におい て、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会に対して、各々の検討 状況を確認すること。 国民投票法の立法理念として「国民投票運動の原則自由」を挙げることができます。国会が発議した憲法改正案を承認するか否か、国民がこの国の主権者として直接、最終的な決定を行うという国民投票制度の本質、その重要性に鑑み、国民投票法は、国民投票運動の自由を可及的に保障し、国民相互の自由闊達な議論を促すべく、国民投票運動の主体、行為態様に関する規制を最小限定めるにとどめています(第2章第7節、第8節)。とくに、国民投票運動のための費用の支出に関しては、①組織的多数人買収罪等(第109条)が直接的に、②国民投票運動のための広告放送の制限(第105条)が間接的に、それぞれ規制するにとどまり、これらの規定に反しない限り、国民投票運動の主体の如何を問わず、その上限、使途等、何ら法律上の制約もなく、支出をすることが可能です。

しかし、国民投票運動において、費用の支出が自由、多額に行われれば行われるほど(違法とはいえないものの、社会通念を超える程度の額で支出されるほど)、多くの投票人がその影響を受け、投票意思が歪められ、ひいては国民投票の公正を歪めることが懸念されます。原資が出所不明であれば、負の影響はより大きくなるでしょう。とりわけ国民投票は事後、様々な疑義が生じたとしても、同一の案件に係る再度の執行が事実上不可能です。

したがって、国民投票の公正を維持するべく、万が一の予防措置として、国民投票運動のための費用の支出に関する通則規定を置くことが、必要かつ妥当といえます。

当会は、イギリスの国民投票法制をもとに、次のとおり、国民投票運動費用規制を新設する国民投票法改正案の概要(骨子)をまとめました。ご参考いただければ幸いです。

国民投票運動費用規制を新設する国民投票法改正案の概要(骨子)

(国民投票運動を行う者の登録等)

- 1 何人も、一の憲法改正案に対する国民投票運動のために100万円を超える支出を行おうとする場合には、その旨、遅滞なく、中央選挙管理会に対し、登録をしなければならないこと。
- 2 1の登録は、憲法改正案ごとに行わなければならないこと。
- 3 1の登録は、投票期日14日前から投票期日までの間、することができないこと。 (氏名等の表示義務)
- 4 1の登録をした者(以下「登録運動者」という。)は、国民投票運動のために用いられ

る文書図画(チラシ、ステッカー、ポスター、看板、のぼり、CM、ウェブサイト、動画など)に、その氏名等を表示しなければならないこと。

(外国人等からの寄付の禁止等)

- 5 外国人、外国法人等は、国民投票運動に関し、寄附をしてはならないこと。
- 6 何人も、国民投票運動に関し、外国人、外国法人等から寄附を受けてはならないこと。

7 何人も、国民投票運動に関し、外国人、外国法人等に対し、寄附を勧誘し、又は要求してはならないこと。

(国民投票運動のための支出の上限)

8 何人も、一の憲法改正案に対する国民投票運動のために、5億円を超える支出をして はならないこと。

(収支報告義務)

- 9 登録運動者は、国民投票期日の後、中央選挙管理会に対し、憲法改正案ごとに収入及び支出の報告をしなければならないこと。
 - ・100万円超 ~ 1億円 国民投票の期日の翌日から3か月以内
 - 1億円超 ~ 5億円 " 6か月以内
- 10 中央選挙管理会は、9の報告の内容を、公表しなければならないこと。 (罰則)
- 11 登録義務違反、表示義務違反、上限額の超過、収支報告の虚偽記載等に対する罰則を定めること。

(政令等への委任)

- 12 その他、必要な事項の定めは政令、総務省令に委ねること。 (施行期日)
- 13 公布の日とすること。

二. について

国民投票法制上の論点に関しては、衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会において、 各党間の合意形成が鋭意、進められてきました(2005~07年)。

この点、放送事業者、新聞社が、国会が発議した憲法改正案に関する広告放送を行い、 あるいは掲載する場合、その料金等の条件について、賛成の広告、反対の広告のいずれも 「同等」となるよう配慮しなければならない旨の規定を置くことが、与党(自民党)側で 一時期、検討の俎上に載ったことがあります。

言うまでもなく、賛成の広告、反対の広告において、その料金等の条件に「不平等」があれば(たとえば賛成の広告が、反対の広告よりも低額に設定される、反対の広告よりも高視聴率時間帯に放送されるなど)、その分、放送事業者、新聞社が有する宣伝力が歪んで行使されることに他ならず、国民投票の公正を害する結果を招きます。単に、広告主と放送事業者、新聞社との間の商取引レベルの問題に収まらず、国民主権主義、民主主義という憲法上の根本原則を動揺させかねず、立憲国家として深刻な問題を抱える事態を招くのです。

現在、料金等の条件設定は、国民投票法の枠外にあり、放送事業者、新聞社が任意に行うことになっております。言わば、国会が事業者側に信頼を置きつつ、その自主的な取組みに委ねている状況が続いているのです。

しかし、国民投票法の制定・公布から10年が経ちましたが、事業者団体である一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会において、料金等の条件設定について討議を重ね、その「平等」の確保に関する決定方針等を、国民に広く公表した事実がみられません。とりわけ日本民間放送連盟は、国民投票法が成立した日(2007年5月14日)、「意見広告の取り扱いについては、放送事業者の自主・自律による取り組みに委ねられるべき」との会長コメントを発出していたにもかかわらず、この10年間、何も議論しないという消極的自主・自律を守ってきたに過ぎません。

現状のままでは、賛成広告・反対広告の料金等の条件が「平等」であるか否か、国民が確認し、検証することすら覚束ない状態で、本番の国民投票を迎えることになりかねません。このことは単に、広告主と放送事業者、新聞社との商取引レベルの問題に収まらず、国民主権主義、民主主義という憲法上の根本原則を動揺させかねず、立憲国家として深刻な問題を抱える事態を招きます。

そこで、憲法審査会においては、両団体を参考人として招致し、質疑等を通じ、料金等の条件の「平等」を確保する方策を講じていただくことが肝要、不可欠と考えます。

以上

国民投票のルール改善を考え求める会

田島泰彦(法学者。上智大学文学部新聞学科教授) 井上達夫(法哲学者。東京大学大学院教授) 堀 茂樹 (フランス文学・哲学研究者、慶應大学名誉教授) 本間 龍 (作家。『原発プロパガンダ』『原発広告』の著者) 南部義典(法学者。『超早わかり 国民投票法入門』の著者) 宮本正樹(劇映画『第9条』の監督。脚本家。) 今井 ー (ジャーナリスト。『「憲法9条」国民投票』の著者)

「連絡先〕

rule.of.ref@gmail.com TEL&FAX 06-6751-7345